

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府子ども・子育て本部）

制 度 名	子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 （文部科学省と厚生労働省と共同要望）		
税 目	所得税その他の関連する税目、国税徴収法等		
要 望 の 内 容	<p>「経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」において、3 歳から 5 歳まで（0 歳から 2 歳については住民税非課税世帯が対象）の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。</p> <p>現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずることを要望する。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— （ — （ —</p>	<p>百万円 百万円 百万円</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが子育て世代への大きな負担となっていることを鑑み、その負担軽減を図り、小学校就学前子どもの健やかな成長のために幼児期の教育・保育環境を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>幼児教育を無償化するための支援に対し、租税その他の公課が課されることとなれば、幼児教育の無償化の目的達成を阻むこととなるため、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抄） （受給権の保護） 第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。 （租税その他の公課の禁止） 第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。</p> </div>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 20. 子ども・子育て支援 【施策】 1. 子ども・子育て支援の推進 (1) 子ども・子育て支援の推進
		政策の達成目標	子育てや教育にかかる負担軽減を図り、小学校就学前子どもの健やかな成長のために幼児期の教育・保育環境を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	子育てや教育にかかる負担軽減を図り、小学校就学前子どもの健やかな成長のために幼児期の教育・保育環境を確保することができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度において同様の要望を行った。	